

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 2 月25日
【計算期間】	第 1 期（自 平成20年11月28日 至 平成21年11月27日）
【ファンド名】	J P Mジャパン・フォーカス・ファンド
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	03－6736－2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針*を有するJPMジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象として運用を行います。

（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

* 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類*¹—追加型投信／国内／株式

属性区分*²—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））*³

*³ マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年1回

投資対象地域：日本

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

*1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

＊２ 属性区分の定義（社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年１回： 目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	日本： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

＊「大型株属性」……目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」…目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型		株 式
	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

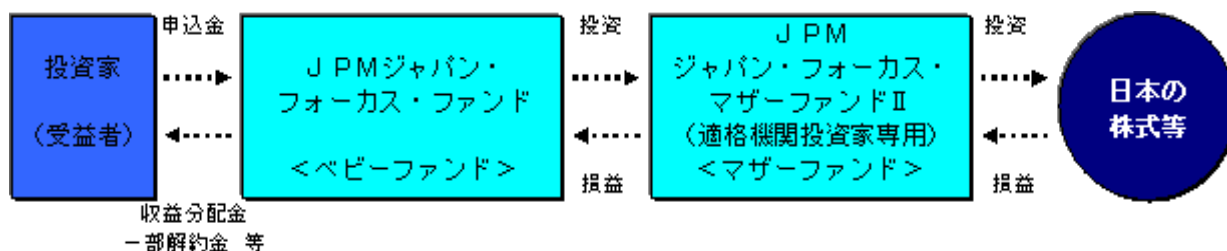
当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

① 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することで、その実質的な運用を行う仕組みです。



② マザーファンドは、日本の株式を主要投資対象*とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

* 投資対象には不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権および投資証券（以下あわせて「REIT」といいます。）も含まれます。

「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等）を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

③ マザーファンドにおけるアナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー*」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

* JPM日本株式ストラテジーについては、後記「2投資方針 (1)投資方針 (ロ)投資態度」をご参照ください。

④ マザーファンドにおけるポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）*等を通じて

その修正を行います。

＊ 配当割引モデル（DDM）については、後記「2投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度 ②「JPM日本株式ストラテジー」による運用プロセス」をご参照ください。

⑤ TOPIX*（配当込み）を当ファンドのベンチマークとします。

ベンチマークとは当ファンドの運用成果を計る指標です。

日本の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直すことがあります。

＊ TOPIXとは東証株価指数（Tokyo Stock Price Index）のことで、市場全体の動きを反映する指標として、東京証券取引所が発表している指標です。東証第一部に上場しているすべての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象とした、時価総額加重型の株価指数で、基準日の時価総額を100ポイントとした場合、現在の時価総額がどの程度かを表します。

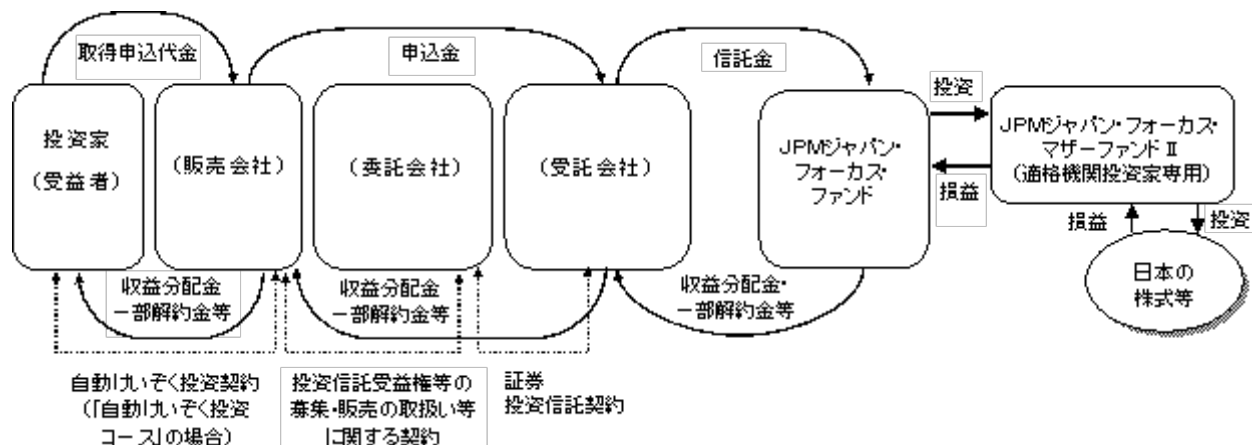
TOPIXに関する一切の知的所有権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属するものであります。

また、同取引所は当ファンドの運用に関して一切責任を負うものではありません。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。

（２）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

② 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ 販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（有価証券届出書提出日現在）

② 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

③ 大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア） インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドは、日本の株式に主として投資します。

（ロ）投資態度

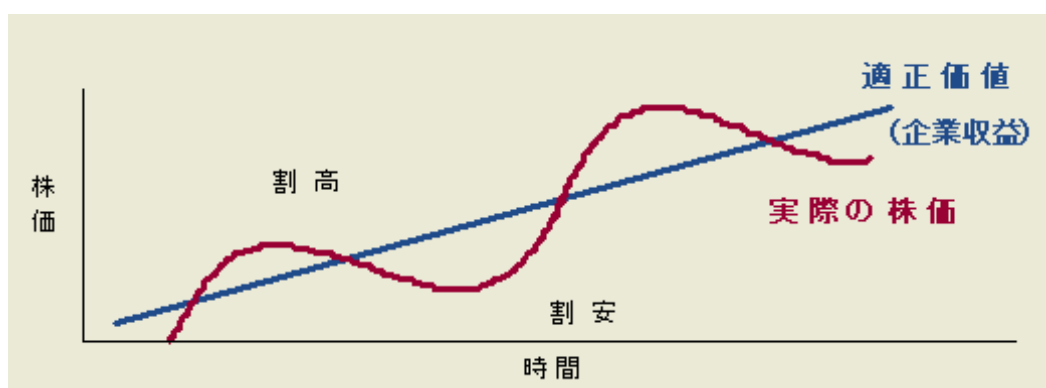
マザーファンドにおける運用のプロセスは次のとおりです。なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドは、「JPM日本株式ストラテジー」に基づき運用されます。

① 「JPM日本株式ストラテジー」の投資哲学

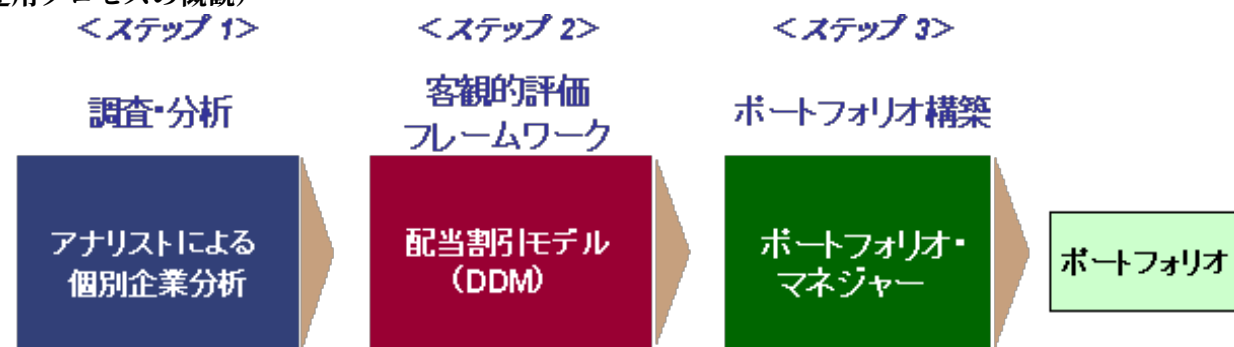
- 株価は、長期的な企業収益から導き出される適正価値に沿って変動する。
- 超過収益を得るためには、適正株価に対して株価が割安であるか否かの分析が必須である。

<概念図>



② 「JPM日本株式ストラテジー」による運用プロセス

（運用プロセスの概観）



■ 年間約3,500件の企業取材*

■ 長期業績予測・配当予測

*1 2009年実績

*2 取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業情報を得ることをいいます。なお、REITに関しては、その運用会社や投資法人の責任者に対して企業取材を行います。

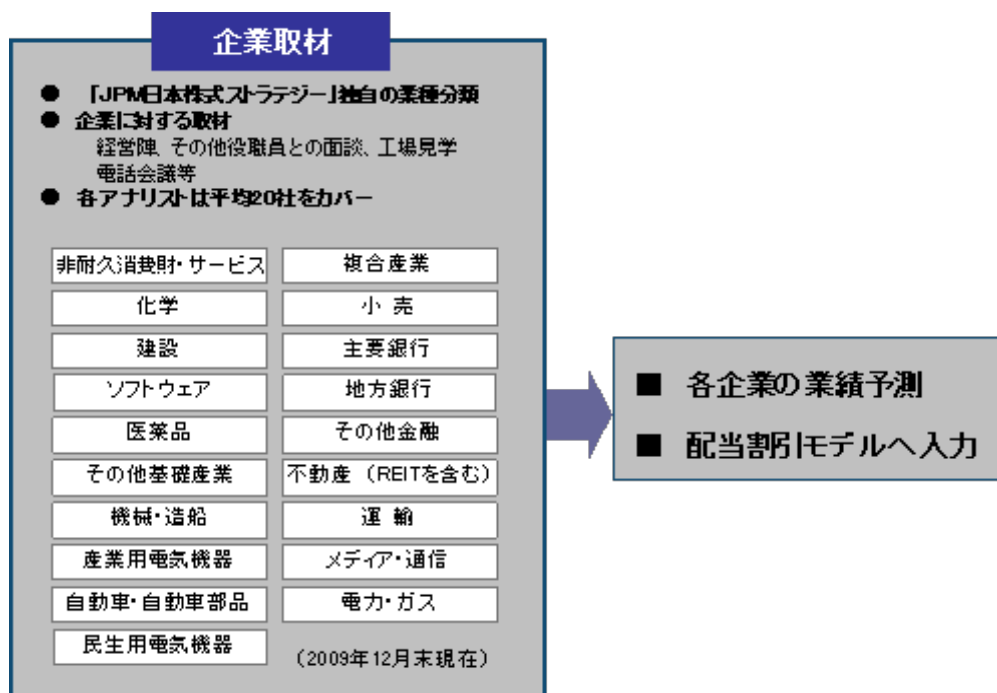
■ 配当割引率の算出

■ 組入れ銘柄とその比率の決定

■ リスク特性のチェック

<ステップ1>

● 調査・分析—アナリストによる調査・分析

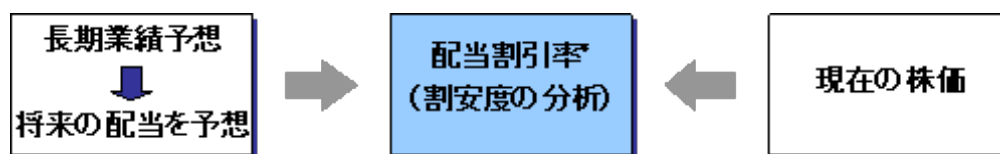


委託会社のJPM運用本部のアナリスト（以下「アナリスト」といいます。）が日本株の分析を担当し、調査対象企業に年間約3,500件（2009年実績）の企業取材を実施するなど、活発な調査活動をしております。

アナリストは、徹底的な企業取材、財務分析を通じて、それぞれの担当セクターにおいて企業ごとに長期業績・配当の予想を行います。長期業績予想が投資判断材料である配当割引モデルの基礎となるため、これらの予想の妥当性については、アナリストとポートフォリオ・マネジャーとの間で徹底した検証・討論が行われます。

<ステップ2>

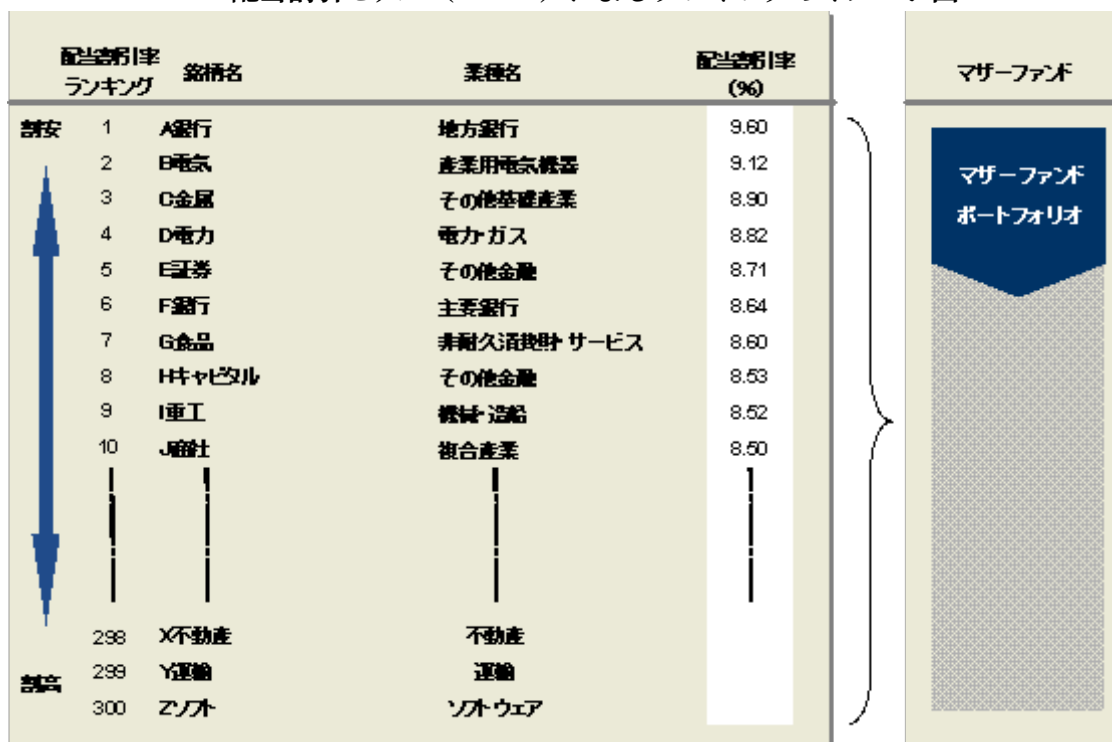
● 客観的評価・フレームワーク—配当割引モデル（DDM）による客観的評価



＊ 配当割引率とは、将来の配当収入を現在の株価に割り引く割引率のことです。その値が大きいほど現在の株価水準は割安であることを示します。

銘柄の魅力度を客観的に比較するためのフレームワークとして、配当割引モデル（DDM）を使用しております。同モデルでは、アナリストによる予想に基づく将来の配当及び残存価値を現在の株価と比較し、銘柄ごとに配当割引率（＝銘柄の期待収益率）を算出します。算出された配当割引率の高い順に、業種分類にかかわらず調査対象銘柄を一括してランキングし、現在の株価の割安度合いの客観的な比較を行います。

配当割引モデル（DDM）によるランキングのイメージ図



＊ 業種名は、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類です。

＜ステップ3＞

● ポートフォリオ構築

銘柄選択の基準は配当割引モデルです。配当割引率の高い（割安な）順番によるランキングの中から、原則として上位ランキング銘柄を組入れ対象とします。ポートフォリオ・マネジャーは業績予想の確信度合いや流動性などの市場環境を勘案した上で、投資比率やタイミングの決定を行います。株価評価に配当割引モデルが活用されるので、ポートフォリオ・マネジャーの定性判断に過度に依存しないポートフォリオ構築が可能です。ポートフォリオ構築の際には、業種配分、リスクファクターの乖離にはとらわれず、配当割引モデルが示す相対的な割安感に注目し、積極的にリスクをとることにより、高いリターンを目指します。

上記＜ステップ1＞から＜ステップ3＞によりポートフォリオ構築を行います。

③ マザーファンドの運用の特徴

- ・ 卓越した調査・分析能力 — 長期業績予想

15名のアナリストおよび1名のエコノミスト（2009年12月末現在）が、徹底した企業に対する取材を通じて、調査対象企業の長期的な収益の予想を行います。

- ・ 配当割引モデル（DDM）の活用 — 客観的評価

ポートフォリオ・マネジャー、アナリストまたはエコノミストの主観的な定性判断のみに依存することなく、配当割引モデル（DDM）の活用により客観的に銘柄の割安度を判定します。

（２）【投資対象】

- （イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（JPMジャパン・フォーカス・ファンド信託約款（以下「信託約款」といいます。））
- １．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）
 - イ．有価証券（金融商品取引法第２条第１項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ロ．有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第８項第６号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - ハ．有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいい、次に掲げるものを対象とした取引に限ります。以下同じ。）にかかる権利
 - （１）金融商品（金融商品取引法第２条第24項に定めるものをいい、ただし有価証券を除きます。以下同じ。）
 - （２）金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第２条第21項第４号に定めるものをいいます。）
 - ニ．みなし有価証券（金融商品取引法第２条第２項に定めるものをいいます。以下同じ。）のうち以下に規定するもの
 - （１）金銭、金銭債権、不動産、地上権または賃借権を信託する信託にかかる受益権
 - （２）信託財産を主として上記イからハに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする、金銭を信託する信託の受益権（上記（１）に定めるものを除く。）
 - （３）外国の者に対する権利で上記（１）および（２）に掲げる権利の性質を有するもの
 - （４）金融商品取引法施行令第１条の３の４に規定する債権
 - ホ．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）
 - ヘ．金銭債権（上記イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含みます。）
- ２．為替手形
- （ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。
- １．株券または新株引受権証書
 - ２．国債証券
 - ３．地方債証券
 - ４．特別の法律により法人の発行する債券
 - ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
 - ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - １０．コマーシャル・ペーパー
 - １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するもの
 - １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. コール・ローン
3. 手形割引市場において売買される手形
4. 金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または1から3もしくは5に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
5. 前記（イ）1 ニに掲げるみなし有価証券

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（J P Mジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引にかかる権利

ハ. 有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引にかかる権利

(1) 金融商品

(2) 金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第2条第21項第4号に定めるものをいいます。）

ニ. みなし有価証券のうち以下に規定するもの

(1) 金銭、金銭債権、不動産、地上権または賃借権を信託する信託にかかる受益権

(2) 信託財産を主として上記イからハに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする、金銭を信託する信託の受益権（上記(1)に定めるものを除く。）

(3) 外国の者に対する権利で上記(1)および(2)に掲げる権利の性質を有するもの

(4) 金融商品取引法施行令第1条の3の4に規定する債権

ホ. 約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

ヘ. 金銭債権（上記イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるも

のを含みます。)

2. 為替手形

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券
6. 特定目的会社にかかる特定社債券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1 から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券
14. 投資証券または外国投資証券
15. 外国貸付債権信託受益証券
16. オプションを表示する証券または証書
17. 預託証券
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

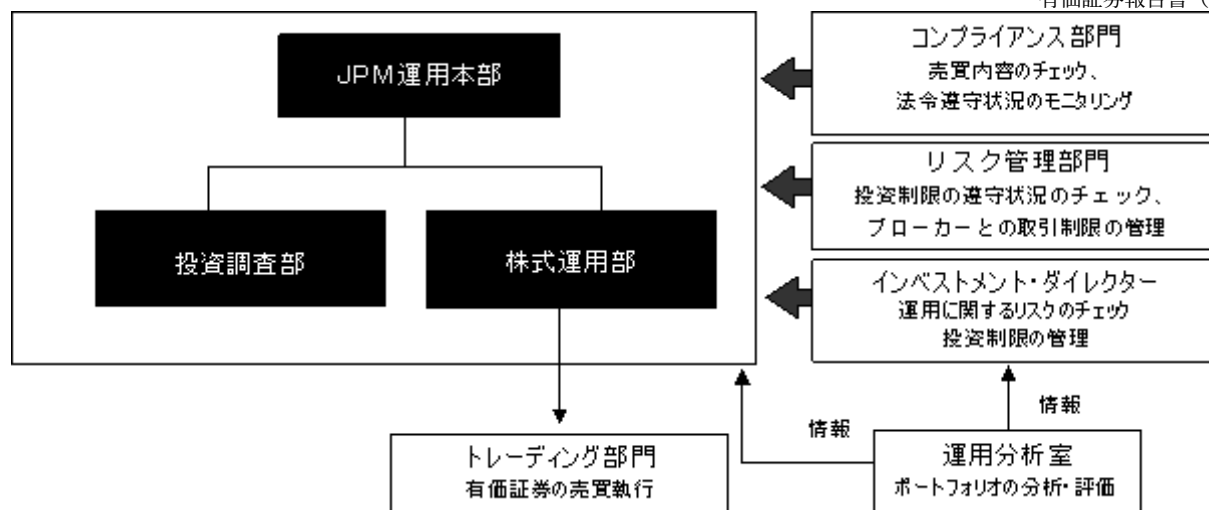
(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. コール・ローン
3. 手形割引市場において売買される手形
4. 金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または1から3もしくは5に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
5. 前記（イ）1 ニに掲げるみなし有価証券

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用体制は次のとおりです。



- ① 当ファンドの運用は、委託会社のJPM運用本部が行います。
 - ② JPM運用本部内において、ポートフォリオの構築を行うポートフォリオ・マネジャーが属するのが株式運用部（2009年12月末現在6名）です。
 - ③ 投資調査部に所属するアナリストは株式の分析を行い、各銘柄にランキング付けを行います。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
 - ④ トレーディング部門は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
 - ⑤ 運用部門から独立したコンプライアンス部門は、売買内容のチェック・法令遵守状況のモニタリングを行います。
 - ⑥ 運用部門から独立したリスク管理部門は、投資制限の遵守状況をモニターするなど運用状況の管理・監督を行い、何らかの理由で特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。
 - ⑦ 運用分析室において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、JPM運用本部のポートフォリオ・マネジャーや運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。
 - ⑧ インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。
- （注）上記マザーファンドの運用体制・組織名称等は、2009年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

計算期間終了日における、信託約款第40条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

② 分配対象収益の分配方針

委託会社は、上記①の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

② 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

③ 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下⑧において同じ。）との合計額が、外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額の30%をいいます。以下③において同じ。）を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券または新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

⑥ デリバティブ取引への投資制限

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項で定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

⑨ 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑩ 再投資の指図

委託会社は、⑨の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑪ 資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投

資することの指図ができるものとします。

③ 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の30%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

⑥ デリバティブ取引への投資制限

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項で定めるデリバティブ取引を除きま

す。）を行うことの指図をすることができます。

⑨ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑩ 再投資の指図

委託会社は、⑨の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑪ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドも同様の投資制限があります。）

① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果損失を被ることがあります。

当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

① 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

② 為替変動リスク

為替相場の変動による価格変動リスクをいいます。マザーファンドは、信託財産の純資産総額の30%以下

の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

③ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。

④ 受益者（投資家）の解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流入に伴うリスクがあります。

⑤ 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でであっても、繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

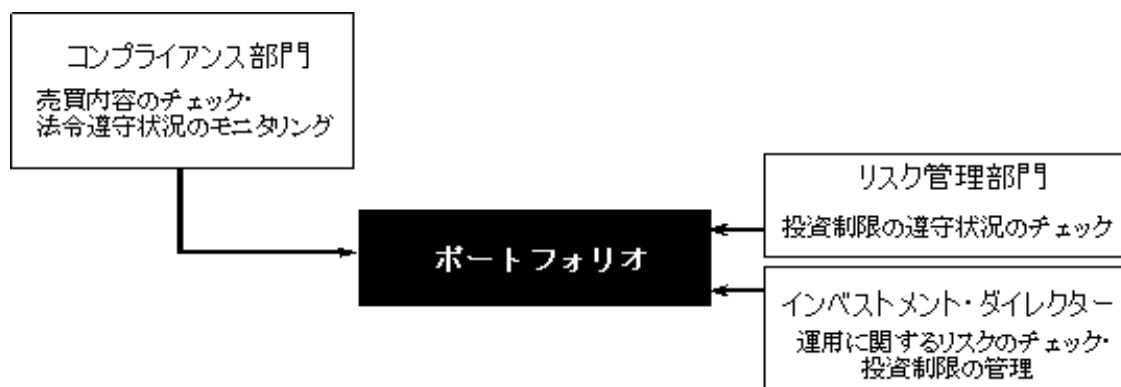
⑥ 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

⑦ その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制



（2009年12月末現在）

- ① 運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用分析室からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。また、月次で、ポートフォリオ・マネジャーに対し、パフォーマンスの考査の結果を報告し、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。
- ② コンプライアンス部門は、売買発注システムに組み込まれたモニタリングのシステムを通じて売買内容のチェック・法令遵守状況のモニタリングを行います。
- ③ リスク管理部門は、投資制限の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正を図る等、運用状況の管理・監督を行っています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。
- 申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ② 「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.764%（税抜1.68%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.84% (税抜0.8%)	年率0.84% (税抜0.8%)	年率0.084% (税抜0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引、オプション取引および外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）に係る費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。
- ② 外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。
- ④ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（REITを含み、以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

- (a) 運用報酬
- (b) 運用に付随して発生する費用
- (c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。

上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

- ⑤ 当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記①から④までの費用を負担します。

上記①から⑤までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年12月末現在のものです。

① 個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「② 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算について をご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*} 上場株式、上場特定株式投資信託（E T F）、上場特定不動産投資信託（R E I T）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。特別分配金は課税されません。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	689,202,472	100.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,091,414	△0.16
合計(純資産総額)		688,111,058	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「J P M ジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

(参考) J P M ジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	723,304,350	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,398,102	1.01
合計(純資産総額)		730,702,452	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	J P M ジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）	577,996,035	1.0811	624,872,519	1.1924	689,202,472	100.16

（参考）J P Mジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）

（平成21年12月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	63,500	445.38	28,282,117	452.00	28,702,000	3.93
2	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	6,300	2,783.70	17,537,356	3,650.00	22,995,000	3.15
3	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	8,600	2,384.71	20,508,552	2,530.00	21,758,000	2.98
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	8,200	2,632.90	21,589,858	2,645.00	21,689,000	2.97
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,900	3,662.02	21,605,950	3,650.00	21,535,000	2.95
6	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	67	251,384.61	16,842,769	313,000.00	20,971,000	2.87
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	42	459,020.61	19,278,866	493,000.00	20,706,000	2.83
8	日本	株式	任天堂	その他製品	900	21,310.00	19,179,000	22,040.00	19,836,000	2.71
9	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	52,000	311.63	16,204,987	375.00	19,500,000	2.67
10	日本	株式	三井物産	卸売業	14,400	1,109.11	15,971,223	1,311.00	18,878,400	2.58
11	日本	株式	丸紅	卸売業	36,000	434.92	15,657,120	511.00	18,396,000	2.52
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	26,000	581.30	15,113,800	682.00	17,732,000	2.43
13	日本	株式	住友商事	卸売業	18,800	815.84	15,337,974	943.00	17,728,400	2.43
14	日本	株式	DIC	化学	107,000	136.36	14,590,574	158.00	16,906,000	2.31
15	日本	株式	神戸製鋼所	鉄鋼	98,000	144.43	14,154,615	168.00	16,464,000	2.25
16	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	2,700	5,779.68	15,605,136	5,870.00	15,849,000	2.17
17	日本	株式	新日本石油	石油・石炭製品	36,000	357.73	12,878,543	430.00	15,480,000	2.12
18	日本	株式	日本板硝子	ガラス・土石製品	57,000	209.42	11,937,015	265.00	15,105,000	2.07
19	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	6,900	2,029.45	14,003,233	2,170.00	14,973,000	2.05

20	日本	株式	新日鉱ホールディングス	石油・石炭製品	37,500	328.61	12,323,043	397.00	14,887,500	2.04
21	日本	株式	宇部興産	化学	57,000	205.21	11,697,293	254.00	14,478,000	1.98
22	日本	株式	カプコン	情報・通信業	9,400	1,374.09	12,916,514	1,531.00	14,391,400	1.97
23	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	44,000	305.92	13,460,567	322.00	14,168,000	1.94
24	日本	株式	西日本シティ銀行	銀行業	61,000	228.37	13,930,648	227.00	13,847,000	1.90
25	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	22	604,000.00	13,288,000	622,000.00	13,684,000	1.87
26	日本	株式	横浜銀行	銀行業	32,000	413.33	13,226,560	422.00	13,504,000	1.85
27	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	2,900	4,062.02	11,779,858	4,630.00	13,427,000	1.84
28	日本	株式	中央三井トラスト・ホールディングス	銀行業	42,000	292.98	12,305,385	311.00	13,062,000	1.79
29	日本	株式	オリックス	その他金融業	2,010	5,709.91	11,476,924	6,270.00	12,602,700	1.72
30	日本	株式	住友化学	化学	31,000	325.50	10,090,500	405.00	12,555,000	1.72

種類別及び業種別投資比率

（平成21年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.16

（参考）JPMジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）

（平成21年12月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	食料品	2.87
		化学	7.74
		石油・石炭製品	5.56
		ガラス・土石製品	3.76
		鉄鋼	11.11
		金属製品	1.65
		機械	0.13
		その他製品	2.71
		陸運業	4.98
		海運業	4.80
		情報・通信業	11.64
		卸売業	11.63
		小売業	1.04

	銀行業	19.79
	保険業	6.22
	その他金融業	3.36
合計		98.99

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成21年11月27日)	613	644	1.0061	1.0561
	平成20年12月末日	1,298	—	1.0544	—
	平成21年1月末日	1,441	—	0.9781	—
	平成21年2月末日	1,379	—	0.8912	—
	平成21年3月末日	1,553	—	0.9705	—
	平成21年4月末日	1,291	—	1.0881	—
	平成21年5月末日	987	—	1.2070	—
	平成21年6月末日	848	—	1.2649	—
	平成21年7月末日	866	—	1.2550	—
	平成21年8月末日	754	—	1.2979	—
	平成21年9月末日	723	—	1.1924	—
	平成21年10月末日	720	—	1.1722	—
	平成21年11月末日	647	—	1.0406	—
	平成21年12月末日	688	—	1.1140	—

② 【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0500

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	5.61

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当初設定時の基準価額を控除した額を当初設定時の基準価額で除したものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年11月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

② 申込価格

取得申込日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

③ 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、一般コースと、自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03－6736－2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

② 換金価格

換金申込日の基準価額とします。

（換金にかかる課税については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦ 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

④ 受渡方法

(a)換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社團法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 ① 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年11月28日から翌年11月27日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年11月27日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

① 信託の終了等

（a）信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社はあらかじめ、書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（b）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「② 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

（c）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

（d）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（e）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は上記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

② 信託約款の変更等

- （a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は②に定める以外の方法によって変更

することができないものとしします。

- (b) 委託会社は、前記(a)の場合（当ファンドの信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社はあらかじめ、書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、前記(a)において委託会社が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

⑤ 委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの信託の償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 ① 信託の終了等」または「② 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年11月28日から平成21年11月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【J P M ジャパン・フォーカス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 (平成21年11月27日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	651,124,462
未収入金	7,302,785
流動資産合計	658,427,247
資産合計	658,427,247
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	30,491,979
未払解約金	7,302,785
未払受託者報酬	331,576
未払委託者報酬	6,631,402
その他未払費用	82,830
流動負債合計	44,840,572
負債合計	44,840,572
純資産の部	
元本等	
元本	※1 609,839,581
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,747,094
（分配準備積立金）	—
元本等合計	613,586,675
純資産合計	613,586,675
負債純資産合計	658,427,247

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成20年11月28日 至 平成21年11月27日)
営業収益	
有価証券売買等損益	235,760,825
営業収益合計	235,760,825
営業費用	
受託者報酬	846,314
委託者報酬	16,926,041
その他費用	211,590
営業費用合計	17,983,945
営業利益	217,776,880
経常利益	217,776,880
当期純利益	217,776,880
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	267,926,563
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	174,519,784
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	174,519,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,131,028
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,131,028
分配金	※1 30,491,979
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,747,094

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 1 期 (自 平成20年11月28日 至 平成21年11月27日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 1 期 (平成21年11月27日現在)
※ 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額	
期首元本額	240,690,000円
期中追加設定元本額	2,475,343,661円
期中一部解約元本額	2,106,194,080円
※ 2 計算期間末日における受益権の総数	609,839,581口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 1 期 (自 平成20年11月28日 至 平成21年11月27日)
※ 1 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	－円
収益調整金額	34,239,073円
分配準備積立金額	－円
当ファンドの分配対象収益額	34,239,073円
当ファンドの期末残存口数	609,839,581口
1万口当たり収益分配対象額	561.44円
1万口当たり分配金額	500.00円
収益分配金金額	30,491,979円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 1 期 (平成21年11月27日現在)	
	貸借対照表 計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
親投資信託受益証券	651,124,462	△40,492,650
合計	651,124,462	△40,492,650

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第 1 期 (平成21年11月27日現在)
1口当たりの純資産額	1.0061円
(1万口当たりの純資産額)	(10,061円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表（平成21年11月27日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J P Mジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ (適格機関投資家専用)	605,528,190	651,124,462	
合計			605,528,190	651,124,462	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「JPMジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年11月27日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		14,123,676
株式		638,785,650
未収入金		71,432,344
未収配当金		4,430,450
未収利息		19
流動資産合計		728,772,139
資産合計		728,772,139
負債の部		
流動負債		
未払金		34,933,654
未払解約金		7,302,785
流動負債合計		42,236,439
負債合計		42,236,439
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1	638,442,311
剰余金		
剰余金		48,093,389
剰余金合計		48,093,389
元本等合計		686,535,700
純資産合計		686,535,700
負債・純資産合計		728,772,139

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年11月28日 至 平成21年11月27日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年11月27日現在)
※ 1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額、 期中追加設定元本額及び期中解約元本 額	
期首元本額	240,690,000円
期中追加設定元本額	2,501,441,622円
期中解約元本額	2,103,689,311円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）	
J P M ジャパン・フォーカス・ファン ド	605,528,190円
J P M ジャパン・フォーカス・ファン ド F（適格機関投資家専用）	32,914,121円
合 計	638,442,311円
※ 2 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権の総数	638,442,311口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年11月27日現在)	
	貸借対照表 計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
株式	638,785,650	△58,399,080
合計	638,785,650	△58,399,080

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成20年11月28日 至 平成21年11月27日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の株価の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資する目的並びに、株式の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係るリスクは株価の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年11月27日現在)
1口当たりの純資産額	1.0753円
(1万口当たりの純資産額)	(10,753円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年11月27日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	日本たばこ産業	65	250,000.00	16,250,000	
	帝人	31,000	260.00	8,060,000	
	旭化成	15,000	406.00	6,090,000	
	住友化学	31,000	325.00	10,075,000	
	トクヤマ	11,000	478.00	5,258,000	
	宇部興産	56,000	204.00	11,424,000	
	D I C	105,000	136.00	14,280,000	
	新日本石油	33,000	356.00	11,748,000	
	新日鉱ホールディングス	34,000	325.00	11,050,000	
	出光興産	1,900	5,120.00	9,728,000	
	日本板硝子	56,000	208.00	11,648,000	
	太平洋セメント	113,000	94.00	10,622,000	
	新日本製鐵	51,000	310.00	15,810,000	
	住友金属工業	26,000	215.00	5,590,000	
	神戸製鋼所	96,000	144.00	13,824,000	
	日新製鋼	74,000	125.00	9,250,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	6,100	2,765.00	16,866,500	
	東京製鐵	3,200	998.00	3,193,600	
	三菱マテリアル	8,000	201.00	1,608,000	
	住友重機械工業	15,000	370.00	5,550,000	
	任天堂	900	21,310.00	19,179,000	
	東日本旅客鉄道	2,700	5,770.00	15,579,000	
	西日本旅客鉄道	39	311,000.00	12,129,000	
	東海旅客鉄道	22	604,000.00	13,288,000	
	日本郵船	32,000	265.00	8,480,000	
	商船三井	24,000	473.00	11,352,000	
	川崎汽船	32,000	246.00	7,872,000	
	大塚商会	2,900	4,060.00	11,774,000	
	日本電信電話	5,700	3,660.00	20,862,000	
	K D D I	41	458,000.00	18,778,000	
	カプコン	8,200	1,370.00	11,234,000	
	ソフトバンク	6,700	2,025.00	13,567,500	
	伊藤忠商事	26,000	581.00	15,106,000	
	丸紅	35,000	434.00	15,190,000	
	三井物産	14,100	1,105.00	15,580,500	
	住友商事	18,400	812.00	14,940,800	
	三菱商事	12,000	1,879.00	22,548,000	
	イズミ	3,900	1,102.00	4,297,800	
	新生銀行	76,000	102.00	7,752,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	62,100	444.00	27,572,400	
	中央三井トラスト・ホールディングス	40,000	292.00	11,680,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	7,500	2,620.00	19,650,000	
	西日本シティ銀行	65,000	228.00	14,820,000	
	千葉銀行	17,000	550.00	9,350,000	
	横浜銀行	32,000	413.00	13,216,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	42,000	305.00	12,810,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	62,000	188.00	11,656,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	46	251,600.00	11,573,600	
	東京海上ホールディングス	8,400	2,380.00	19,992,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	T & Dホールディングス	3,150	1,983.00	6,246,450	
	日立キャピタル	10,400	1,113.00	11,575,200	
	オリックス	1,970	5,690.00	11,209,300	
小計	銘柄数：	52		638,785,650	
	組入時価比率：	93.0%		100.0%	
合計				638,785,650	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年12月30日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	699,364,477	円
II 負債総額	11,253,419	円
III 純資産総額(I - II)	688,111,058	円
IV 発行済口数	617,716,831	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.1140	円

（参考）JPMジャパン・フォーカス・マザーファンドII（適格機関投資家専用）

（平成21年12月30日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	755,202,478	円
II 負債総額	24,500,026	円
III 純資産総額(I - II)	730,702,452	円
IV 発行済口数	612,811,282	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.1924	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	2,716,033,661	2,106,194,080	609,839,581

（注1）第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（有価証券届出書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

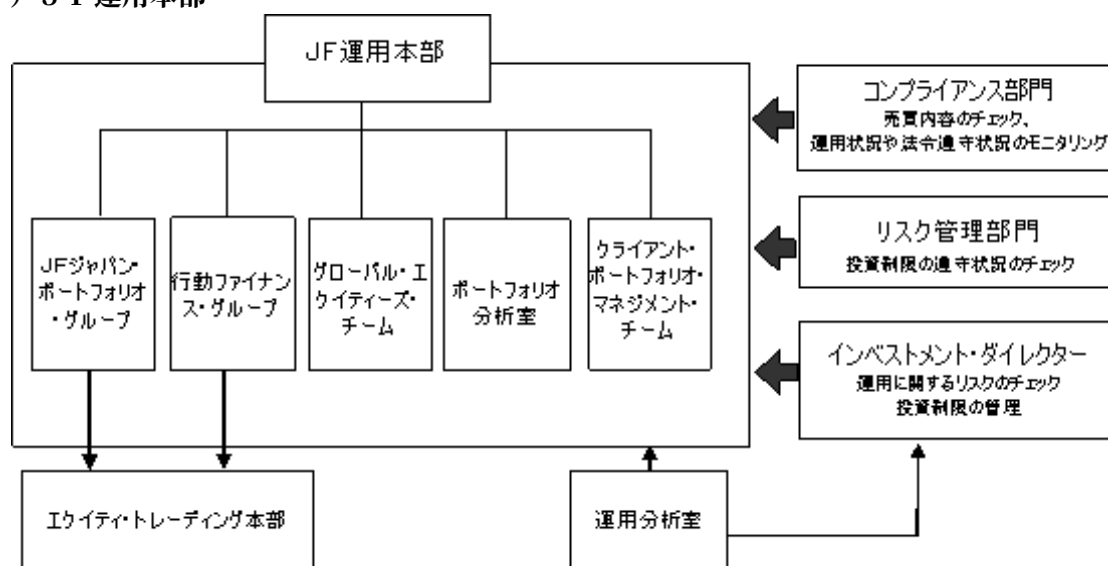
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

③ 投資運用の意思決定機構

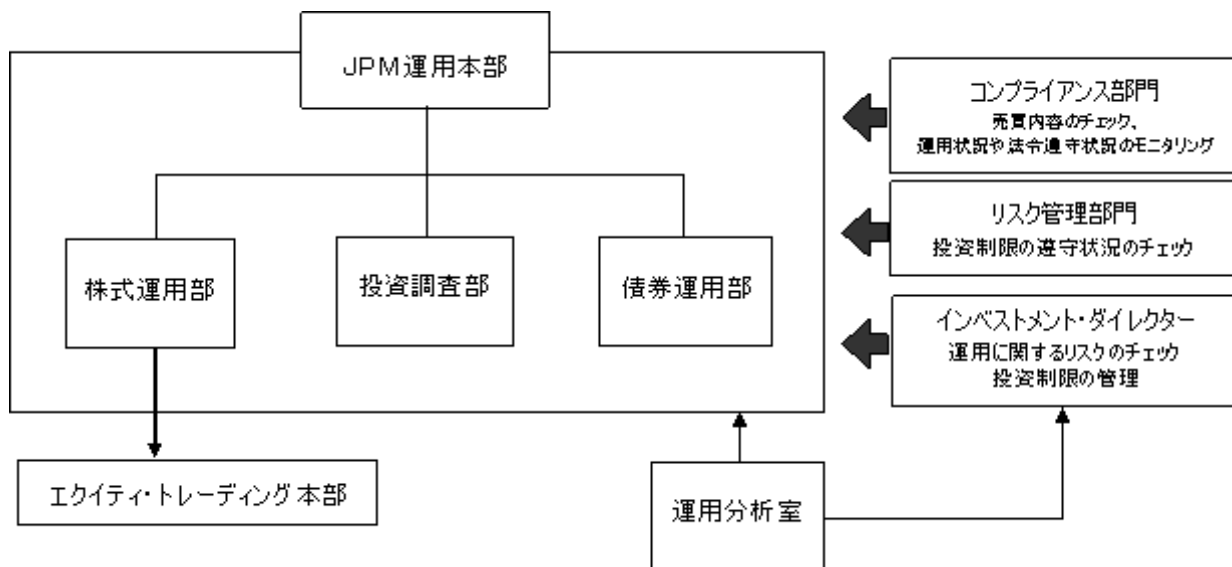
（イ）JF運用本部



- ① JF運用本部は、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた運用を行います。
- ② JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。
- ③ JFジャパン・ポートフォリオ・グループは、JF日本株式戦略に基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。
- ④ 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。
- ⑤ グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。
- ⑥ クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、JF運用本部の国内株式運用や海外関係会社へ運用を委託しているJF戦略による外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社及びコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援および新商品の企画立案等に関する事項を行います。

- ⑦ エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ⑧ 運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J F運用本部および運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。
- ⑨ ポートフォリオ分析室は、運用分析室からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、J F運用本部のポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。
- ⑩ インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

（ロ）JPM運用本部



- ① JPM運用本部は、JPM戦略に基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。
- ② 投資調査部に所属するアナリストはJPM戦略に基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- ③ 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、②のレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ④ 債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券等の売買を執行します。
- ⑤ エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ⑥ 運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、JPM運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。
- ⑦ インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

（注）上記（イ）および（ロ）の意思決定機構・組織名称等は、2009年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業

- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は67本、親投資信託32本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。平成21年12月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は9,312億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第20期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第18期 (平成20年 3 月31日)			第19期 (平成21年 3 月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			9,354,204			13,273,564	
立替金			7,199			2,912	
前払費用			37,125			25,590	
未収入金			1,378,981			81,394	
未収委託者報酬			3,605,899			1,449,280	
未収収益			2,949,643			1,679,413	
未収還付法人税等			—			347,915	
繰延税金資産			474,730			565,915	
その他			—			97,879	
流動資産計			17,807,784	80.3		17,523,865	87.2
固定資産							
投資その他の資産			4,382,354			2,582,346	
投資有価証券		3,485,313			1,639,519		
敷金保証金		80,641			79,401		
繰延税金資産		763,532			843,805		
その他		52,866			19,619		
固定資産計			4,382,354	19.7		2,582,346	12.8
資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

		第18期 (平成20年 3 月31日)			第19期 (平成21年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			117,791			227,241	
未払金			2,930,605			1,473,824	
未払収益分配金		1,827			1,999		
未払償還金		23,153			22,246		
未払手数料		1,417,638			521,491		
その他未払金		1,487,986			928,087		
未払費用			2,698,858			1,213,341	
未払法人税等			472,430			14,482	
賞与引当金			853,648			1,115,766	
役員賞与引当金			41,576			66,080	
流動負債計			7,114,910	32.1		4,110,736	20.5
固定負債							
長期未払金			7,522			3,471	
賞与引当金			821,753			1,200,522	
役員賞与引当金			173,860			177,812	
退職給付引当金			147,169			294,701	
固定負債計			1,150,305	5.1		1,676,507	8.2
負債合計			8,265,215	37.2		5,787,244	28.7

		第18期 (平成20年 3 月31日)			第19期 (平成21年 3 月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	10.0		2,218,000	11.0
資本剰余金			1,000,000	4.5		1,000,000	5.0
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,142,942	50.2		11,338,597	56.4
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,109,265			11,304,921		
株主資本計			14,360,942	64.7		14,556,597	72.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△436,018	△1.9		△237,629	△1.1
評価・換算差額等計			△436,018	△1.9		△237,629	△1.1
純資産合計			13,924,923	62.8		14,318,967	71.3
負債・純資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

（２）【損益計算書】

		第18期 (自平成19年４月１日 至平成20年３月31日)			第19期 (自平成20年４月１日 至平成21年３月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			17,864,749			15,781,383	
投資顧問料			10,489,106			—	
運用受託報酬			—			9,028,193	
その他営業収益			421,315			240,511	
営業収益計			28,775,171	100.0		25,050,087	100.0
営業費用							
支払手数料			6,679,308			5,986,412	
広告宣伝費			391,429			166,611	
調査費			6,928,125			5,395,927	
委託調査費		6,779,989			5,079,552		
調査費		138,807			290,580		
図書費		9,328			25,793		
委託計算費			329,137			373,679	
営業雑経費			418,113			388,946	
通信費		33,464			44,786		
印刷費		365,972			308,992		
協会費		7,481			29,547		
諸会費		11,194			5,620		
営業費用計			14,746,114	51.2		12,311,577	49.1

		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			6,296,250			5,399,518	
役員報酬		126,179			159,032		
給料・手当		2,272,332			3,021,451		
賞与		1,834,973			1,002,858		
賞与引当金繰入額		1,535,026			957,374		
役員賞与		238,709			116,524		
役員賞与引当金繰入額		215,436			70,031		
その他の報酬		73,592			72,247		
福利厚生費			370,832			360,063	
交際費			42,447			48,650	
寄付金			16,890			15,685	
旅費交通費			202,082			173,409	
租税公課			81,397			68,074	
不動産賃借料			535,266			812,982	
退職給付費用			116,581			199,742	
退職金			68,794			210,774	
消耗器具備品費			138,044			117,591	
事務委託費			164,429			165,407	
関係会社付替費用			2,180,518			2,909,618	
諸経費			124,387			150,136	
一般管理費計			10,337,923	35.9		10,631,656	42.5
営業利益			3,691,132	12.9		2,106,853	8.4

		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
分配金・償還金時効		13,889			—		
受取配当金		3,198			4,089		
有価証券売却益		529,092			—		
投資有価証券売却益		—			12,155		
為替差益		67,742			—		
その他営業外収益		36,496			14,993		
営業外収益計			650,419	2.2		31,238	0.1
営業外費用							
為替差損		—			232,044		
業法上の負担額	※ 1	13,751			—		
投資有価証券売却損		—			50,453		
その他営業外費用		1,612			37,008		
営業外費用計			15,363	0.1		319,506	1.3
経常利益			4,326,188	15.0		1,818,585	7.2
特別利益							
前期損益修正益		—			15,546		
特別利益計			—	—		15,546	0.1
特別損失							
投資有価証券評価損		—			1,260,823		
ゴルフ会員権評価損		—			16,296		
特別損失計			—	—		1,277,119	5.1
税引前当期純利益			4,326,188	15.0		557,013	2.2
法人税、住民税及び事業税			1,768,693	6.1		667,696	2.7
法人税等調整額			71,827	0.3		△306,338	△1.2
当期純利益			2,485,667	8.6		195,655	0.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,623,598	11,109,265
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	11,109,265	11,304,921
株主資本合計		
前期末残高	11,875,274	14,360,942
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	14,360,942	14,556,597
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	191,651	△436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△627,669	198,390
当期変動額合計	△627,669	198,390
当期末残高	△436,018	△237,629
評価・換算差額等合計		
前期末残高	191,651	△436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△627,669	198,390
当期変動額合計	△627,669	198,390
当期末残高	△436,018	△237,629
純資産合計		
前期末残高	12,066,925	13,924,923
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△627,669	198,390
当期変動額合計	1,857,998	394,045
当期末残高	13,924,923	14,318,967

重要な会計方針

項目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるた め、当事業年度に帰属する額を計 上しております。 (2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親 会社の運営する株式報酬制度に係 る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備え るため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき退職給付引当 金を計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事 業年度から費用処理しておりま す。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞ れ発生した翌事業年度から費用処 理することとしております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する 株式報酬制度に係る将来の費用負 担に備えるため、当事業年度に帰 属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。 この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。 なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。 (追加情報) 当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したこととともない賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金（流動）853,648千円 賞与引当金（固定）821,753千円及び役員賞与引当金（流動）41,576千円 役員賞与引当金（固定）173,860千円として表示しております。	—

表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
—	1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。
—	2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。
—	3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」（当事業年度492千円）は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。
—	4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」（当事業年度21,581千円）は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日)	第19期 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
※1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2（改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条）に基づく負担額であります。	—

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

（リース取引関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第18期（平成20年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	△733,986

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

第19期（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	△400,656

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																																				
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 2. 退職給付債務に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 退職給付債務</td><td>102,787</td></tr> <tr> <td>② 年金資産</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③ 会計基準変更時差異</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④ 未認識過去勤務債務</td><td>37,425</td></tr> <tr> <td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td>6,957</td></tr> <tr> <td>⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)</td><td>147,169</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用（注1）</td><td>96,639</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>225</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△1,571</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>27,300</td></tr> <tr> <td>⑥ その他</td><td>△6,012</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)</td><td>116,581</td></tr> </table> （注1） 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>2.00%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	① 退職給付債務	102,787	② 年金資産	—	③ 会計基準変更時差異	—	④ 未認識過去勤務債務	37,425	⑤ 未認識数理計算上の差異	6,957	⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	147,169	① 勤務費用（注1）	96,639	② 利息費用	225	③ 過去勤務債務の費用処理額	△1,571	④ 数理計算上の差異の費用処理額	—	⑤ 確定拠出年金支払額	27,300	⑥ その他	△6,012	⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	116,581	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	2.00%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 退職給付債務</td><td>299,861</td></tr> <tr> <td>② 年金資産</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③ 会計基準変更時差異</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④ 未認識過去勤務債務</td><td>32,435</td></tr> <tr> <td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td>△37,595</td></tr> <tr> <td>⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)</td><td>294,701</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>① 勤務費用（注1）</td><td>150,141</td></tr> <tr> <td>② 利息費用</td><td>1,691</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△4,682</td></tr> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△850</td></tr> <tr> <td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>57,142</td></tr> <tr> <td>⑥ その他</td><td>△3,700</td></tr> <tr> <td>⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)</td><td>199,742</td></tr> </table> （注1） 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>② 割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	① 退職給付債務	299,861	② 年金資産	—	③ 会計基準変更時差異	—	④ 未認識過去勤務債務	32,435	⑤ 未認識数理計算上の差異	△37,595	⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	294,701	① 勤務費用（注1）	150,141	② 利息費用	1,691	③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682	④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850	⑤ 確定拠出年金支払額	57,142	⑥ その他	△3,700	⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	199,742	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	1.75%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年
① 退職給付債務	102,787																																																																				
② 年金資産	—																																																																				
③ 会計基準変更時差異	—																																																																				
④ 未認識過去勤務債務	37,425																																																																				
⑤ 未認識数理計算上の差異	6,957																																																																				
⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	147,169																																																																				
① 勤務費用（注1）	96,639																																																																				
② 利息費用	225																																																																				
③ 過去勤務債務の費用処理額	△1,571																																																																				
④ 数理計算上の差異の費用処理額	—																																																																				
⑤ 確定拠出年金支払額	27,300																																																																				
⑥ その他	△6,012																																																																				
⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	116,581																																																																				
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																				
② 割引率	2.00%																																																																				
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																				
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																				
① 退職給付債務	299,861																																																																				
② 年金資産	—																																																																				
③ 会計基準変更時差異	—																																																																				
④ 未認識過去勤務債務	32,435																																																																				
⑤ 未認識数理計算上の差異	△37,595																																																																				
⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	294,701																																																																				
① 勤務費用（注1）	150,141																																																																				
② 利息費用	1,691																																																																				
③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682																																																																				
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850																																																																				
⑤ 確定拠出年金支払額	57,142																																																																				
⑥ その他	△3,700																																																																				
⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	199,742																																																																				
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																				
② 割引率	1.75%																																																																				
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																				
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																				

（ストック・オプション等関係）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第18期 (平成20年3月31日)	第19期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） 繰延税金資産 (千円) 未払費用 77,276 未払事業税 33,188 賞与引当金 347,349 役員賞与引当金 16,917 繰延税金資産計 474,730 繰延税金資産の純額 474,730 （固定） 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 334,939 役員賞与引当金 70,743 退職給付引当金 59,883 その他有価証券評価差額金 297,967 繰延税金資産計 763,532 繰延税金資産の純額 763,532 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8% その他 △1.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.5%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） 繰延税金資産 (千円) 未払費用 104,851 賞与引当金 454,005 役員賞与引当金 26,888 その他 6,127 繰延税金資産小計 591,871 評価性引当額 △6,127 繰延税金資産合計 585,744 繰延税金負債 未収事業税 19,828 繰延税金資産の純額 565,915 （固定） 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 488,492 役員賞与引当金 72,351 退職給付引当金 119,913 その他 6,651 その他有価証券評価差額金 163,027 繰延税金資産小計 850,436 評価性引当額 △6,631 繰延税金資産合計 843,805 繰延税金資産の純額 843,805 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 18.7% 評価性引当額 2.3% その他 3.2% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 64.9%

（企業結合等関係）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
—	共通支配下の取引等 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等） (2) 企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3) 結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4) 取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。 事業譲受日 平成20年5月31日 資産運用業務 平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 (未収収益および未収入金) 負債の額 45,339千円 (未払費用および未払金) 2. 実施した会計処理の概要 本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

（関連当事者情報）

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	—	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- (2) 調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任 役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注2）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注1）	東京都丸の内二丁目7番3号東京ビルディング（注2）	40億円（注2）	金融業（注2）	なし（注2）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注3）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	—
								45,339	未払費用・未払金	—

（注1）平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注2）関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。

（注3）事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（1株当たり情報）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	247,488円19銭	1株当たり純資産額	254,491円56銭
1株当たり当期純利益	44,177円86銭	1株当たり当期純利益	3,477円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	2,485,667千円	損益計算書上の当期純利益	195,655千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	2,485,667千円	普通株式に係る当期純利益	195,655千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

（重要な後発事象）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
重要な事業の譲受 1. その旨及び目的 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあ り、当社と同じ資産運用部門であるJPモルガ ン・アセット・マネジメント・グループに属 するJPモルガン信託銀行株式会社より、その 一部業務である資産運用業務を平成20年6月 1日に譲り受けました。 JPモルガン信託銀行株式会社の資産運用業 務と当社の資産運用業務を統合することで、 顧客サービスのより一層の向上と経営資源の 有効活用が図れるものと考えます。 2. 譲り受けた相手会社の名称 JPモルガン信託銀行株式会社 3. 譲り受けた事業の内容 資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募 集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲 り受けは、平成20年8月1日を予定しており ます。 4. 譲り受けた資産・負債の額 譲り受け日である平成20年6月1日におけ るJPモルガン信託銀行株式会社の資産運用部 門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965 千円、39,689千円であります。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第20期中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			10,476,893	
前払費用			53,805	
未収入金			68,908	
未収委託者報酬			2,143,298	
未収収益			2,325,969	
繰延税金資産			804,687	
その他			98,235	
流動資産計			15,971,798	84.6
固定資産				
投資その他の資産			2,902,074	
投資有価証券		1,945,761		
敷金保証金		75,424		
繰延税金資産		861,369		
その他		19,519		
固定資産計			2,902,074	15.4
資産合計			18,873,873	100.0

		第20期中間会計期間末 (平成21年 9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			80,589	
未払金			1,277,749	
未払収益分配金		1,411		
未払償還金		22,029		
未払手数料		831,061		
その他未払金	※ 1	423,247		
未払費用			1,281,550	
未払法人税等			586,607	
賞与引当金			1,747,765	
役員賞与引当金			45,941	
流動負債計			5,020,204	26.6
固定負債				
賞与引当金			1,550,947	
役員賞与引当金			103,941	
退職給付引当金			361,803	
その他			3,041	
固定負債計			2,019,734	10.7
負債合計			7,039,938	37.3

		第20期中間会計期間末 (平成21年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			8,671,339	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,637,663		
株主資本計			11,889,339	63.0
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△55,404	
評価・換算差額等計			△55,404	△0.3
純資産合計			11,833,935	62.7
負債・純資産合計			18,873,873	100.0

(2) 中間損益計算書

		第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業収益		(千円)	(千円)	(%)
委託者報酬			6,955,234	
運用受託報酬			3,814,657	
その他			163,160	
営業収益計			10,933,052	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,427,697	
支払手数料		2,718,344		
調査費		2,362,662		
その他営業費用		346,690		
一般管理費			5,138,078	
営業費用・一般管理費計			10,565,776	96.6
営業利益			367,276	3.4
営業外収益	※ 1	261,389		
営業外収益計			261,389	2.3
営業外費用	※ 2	57,556		
営業外費用計			57,556	0.5
経常利益			571,109	5.2
特別利益		—		
特別利益計			—	—
特別損失		—		
特別損失計			—	—
税引前中間純利益			571,109	5.2
法人税、住民税及び事業税			619,719	5.7
法人税等調整額			△381,351	△3.5
中間純利益			332,742	3.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,218,000
当中間期末残高	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,000,000
当中間期末残高	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	33,676
当中間期末残高	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	11,304,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	332,742
当中間期変動額合計	△2,667,258
当中間期末残高	8,637,663
株主資本合計	
前期末残高	14,556,597
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	332,742
当中間期変動額合計	△2,667,258
当中間期末残高	11,889,339
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△237,629
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,225
当中間期変動額合計	182,225
当中間期末残高	△55,404
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△237,629
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,225
当中間期変動額合計	182,225
当中間期末残高	△55,404
純資産合計	
前期末残高	14,318,967
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,000,000
中間純利益	332,742
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,225
当中間期変動額合計	△2,485,033
当中間期末残高	11,833,935

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 2. 引当金の計上基準 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第20期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※1 営業外収益のうち主要なもの（千円） 為替差益 223,287 デリバティブ評価益 26,784 ※2 営業外費用のうち主要なもの（千円） デリバティブ損失 44,554

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発効日
平成21年7月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年7月31日	平成21年8月5日

（リース取引関係）

第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,039,176	1,945,761	△93,414

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間末（平成21年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

（単位：千円）

対象物の種類	取引の種類	契約額等	時価	評価損益
株式	株価指数先物取引 売建	1,055,084	1,028,300	26,784

（注）当社は保有する投資有価証券に係る価格変動リスクを軽減するために株価指数先物取引を行っており、
投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

（１株当たり情報）

第20期中間会計期間 (自平成21年４月１日 至平成21年９月30日)	
１株当たり純資産額	210,324円98銭
１株当たり中間純利益金額	5,913円84銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
１株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	332,742千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	332,742千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 324,279百万円（平成21年3月末現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
1	岡三証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	PWM日本証券株式会社	3,000百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,477百万円 (平成21年9月末現在)	同 上
4	マネックス証券株式会社	7,425百万円	同 上
5	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
6	株式会社埼玉りそな銀行	7,000百万円	同 上
7	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成21年1月7日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年2月12日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年2月27日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年8月26日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年8月26日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、J Pモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月20日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMジャパン・フォーカス・ファンドの平成20年11月28日から平成21年11月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMジャパン・フォーカス・ファンドの平成21年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月17日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。